

「年末年始の交通安全運動」実施要領

令和3年12月10日（金）～令和4年1月10日（月）

～ 重点項目 ～

1. 飲酒運転の撲滅
2. 子供と高齢者に配慮した思いやり運転
3. 悪質・危険運転の防止
4. 夜間におけるハイビームの効果的活用
5. 信号を守る（追突事故防止）
6. 横断歩道における歩行者優先の徹底

会員事業所が実施するもの

1	運動期間中は、各事業所において桃太郎旗等を掲げるとともに街頭監視活動や運転者への安全運転教育並びに指導を徹底する。
2	事業用トラック事故の約半数を占める追突事故を防止するため、運転者に対し安全な運行についての指導を徹底する。
3	飲酒運転撲滅のため、点呼時には必ずアルコール検知器を使用して、酒気帯びの有無について確認し運転者に対して、飲酒運転防止にかかる指導・監督の徹底を図るとともに、飲酒運転が招く結果の重大さを再認識させる。
4	交通事故の要因となる違法駐車等の追放について、運転者に対し指導を徹底する。
5	当運動ポスターを掲示して、ポスター掲載の無事故カレンダーに交通事故発生の有無について「○×」を記入し、無事故達成に向けての指標とする。
6	車両の日常点検及び定期点検を確実に実施し、整備不良による交通事故を防止する。

ドライバーの遵守事項

1	飲酒運転は絶対にしない。特に年末・年始は飲酒の機会が多いので、十分注意する。
2	歩行中や自転車乗車中の子供や高齢者を見かけた時は、徐行するなど、その行動に配慮した思いやり運転を励行する。
3	周りの車等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ち、重大な交通事故につながる悪質性・危険性の高い危険運転（あおり運転）をしない。
4	夜間は、スピードを抑え、ハイビームを効果的に活用するなどにより、交通事故を防止する。
5	信号を守り車間距離の適切な保持など追突事故防止に努める。
6	横断歩道に歩行者を見かけたら、横断歩道手前で一時停止し、歩行者の横断を妨げない。

